

○ 特定有価証券の内容及び開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

改正後	改正前
<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(43) (略) (44) ファンドの経理状況 a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下「<u>中間財務諸表等規則</u>」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。 なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。 b・c (略) (45) 貸借対照表 最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいい、<u>中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。</u>）も記載すること。 (46) 損益及び剰余金計算書 a 最近計算期間に係る損益及び剰余金計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益及び剰余金計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいい、<u>中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。</u>）も記載すること。 b (略) (47) 注記表 最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいい、<u>中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。</u>）も記載すること。 なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。 (48)～(53) (略) (54) 貸借対照表 内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいい、<u>中間財務</u></p>	<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(43) (略) (44) ファンドの経理状況 a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。 なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。 b・c (略) (45) 貸借対照表 最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。（46）及び（47）において同じ。）も記載すること。 (46) 損益及び剰余金計算書 a 最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益及び剰余金計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいう。）も記載すること。 b (略) (47) 注記表 最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいう。）も記載すること。 なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。 (48)～(53) (略) (54) 貸借対照表 内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。以下この様式において同</p>

<p>諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。以下この様式において同じ。)も記載すること。</p> <p>(55) 損益計算書 内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の<u>最近事業年度に係る損益計算書</u>について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、<u>中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。</u>)も記載すること。</p> <p>(56) 株主資本等変動計算書 内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の<u>最近事業年度に係る株主資本等変動計算書</u>について記載すること。</p> <p>(57) ~ (63) (略)</p>	<p>じ。)も記載すること。</p> <p>(55) 損益計算書 内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の<u>最近2事業年度</u>について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。)も記載すること。</p> <p>(56) 株主資本等変動計算書 内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の<u>最近2事業年度</u>について記載すること。</p> <p>(57) ~ (63) (略)</p>
--	---

改正後	改正前
<p>第四号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (51) (略)</p> <p>(52) ファンドの経理状況 a ~ c (略)</p> <p>d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の様式によること。</p> <p>(53) 貸借対照表 最近2計算期間(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(54)において同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。</p> <p>(54) 損益計算書 a 最近2計算期間に係る損益計算書について記載すること。 b (略)</p> <p>(55) ~ (59) (略)</p> <p>(60) 管理会社の経理状況 a 外国投資信託受益証券のファンドの管理会社の最近2事業年度(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度)における財務書類について記載すること。 b (略)</p> <p>c 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)別紙様式第十二号中様式Bに準じて記載すること。</p> <p>(61) ~ (70) (略)</p>	<p>第四号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (51) (略)</p> <p>(52) ファンドの経理状況 a ~ c (略)</p> <p>d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の様式によること。</p> <p>(53) 貸借対照表 最近2計算期間について記載すること。</p> <p>(54) 損益計算書 a 最近2計算期間について記載すること。 b (略)</p> <p>(55) ~ (59) (略)</p> <p>(60) 管理会社の経理状況 a 外国投資信託受益証券のファンドの管理会社の最近2事業年度における財務書類について記載すること。 b (略)</p> <p>c 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)別紙様式第十二号中様式Bに準じて記載すること。</p> <p>(61) ~ (70) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(65) (略)</p> <p>(66) 投資法人の経理状況</p> <p>a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下「<u>中間財務諸表等規則</u>」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。</p> <p>なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(67) 貸借対照表</p> <p><u>最近計算期間に係る貸借対照表</u>について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいい、<u>中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。</u>）（68）、（69）及び（72）において同じ。）も記載すること。</p> <p>(68) 損益計算書</p> <p>a <u>最近計算期間に係る損益計算書</u>について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、<u>中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。</u>）も記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(69) 投資主資本等変動計算書</p> <p><u>最近計算期間に係る投資主資本等変動計算書</u>について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間投資主資本等変動計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る投資主資本等変動計算書をいい、<u>中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。</u>）も記載すること。</p> <p>(70) 金銭の分配に係る計算書</p> <p><u>最近計算期間に係る金銭の分配に係る計算書</u>について記載すること。</p> <p>(71) キャッシュ・フロー計算書</p> <p><u>最近計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書</u>について記載すること。ただし、（67）ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間キャッシュ・フロー計算書（<u>中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。</u>）を併せて記載すること。</p> <p>(72) 注記表</p> <p><u>最近計算期間に係る注記表</u>について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(65) (略)</p> <p>(66) 投資法人の経理状況</p> <p>a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。</p> <p>なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(67) 貸借対照表</p> <p><u>最近2計算期間</u>について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。（68）、（69）及び（72）において同じ。）も記載すること。</p> <p>(68) 損益計算書</p> <p>a <u>最近2計算期間</u>について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。）も記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(69) 投資主資本等変動計算書</p> <p><u>最近2計算期間</u>について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間投資主資本等変動計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る投資主資本等変動計算書をいう。）も記載すること。</p> <p>(70) 金銭の分配に係る計算書</p> <p><u>最近2計算期間</u>について記載すること。</p> <p>(71) キャッシュ・フロー計算書</p> <p><u>最近2計算期間</u>について記載すること。ただし、（67）ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間キャッシュ・フロー計算書を併せて記載すること。</p> <p>(72) 注記表</p> <p><u>最近2計算期間</u>について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日</p>

<p>借対照表日までの期間に係る注記表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)も記載すること。</p> <p>なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関連する注記を記載すること。</p> <p>(73) ~ (77) (略)</p>	<p>までの期間に係る注記表をいう。)も記載すること。</p> <p>なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関連する注記を記載すること。</p> <p>(73) ~ (77) (略)</p>
--	--

改正後	改正前
<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (73) (略)</p> <p>(74) 外国投資法人の経理状況 a ~ c (略)</p> <p>d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。</p> <p>(75) 貸借対照表 最近2計算期間(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。以下同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。</p> <p>(76) 損益計算書 a 最近2計算期間に係る損益計算書について記載すること。 b (略)</p> <p>(77) 金銭の分配に係る計算書 最近2計算期間に係る金銭の分配に係る計算書について記載すること。</p> <p>(78) キャッシュ・フロー計算書 最近2計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書について記載すること。</p> <p>(79) ~ (85) (略)</p>	<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (73) (略)</p> <p>(74) 外国投資法人の経理状況 a ~ c (略)</p> <p>d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。</p> <p>(75) 貸借対照表 最近2計算期間について記載すること。</p> <p>(76) 損益計算書 a 最近2計算期間について記載すること。 b (略)</p> <p>(77) 金銭の分配に係る計算書 最近2計算期間について記載すること。</p> <p>(78) キャッシュ・フロー計算書 最近2計算期間について記載すること。</p> <p>(79) ~ (85) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (21) (略)</p> <p>(22) 特定信託財産の経理状況</p> <p>a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号。以下「<u>中間財務諸表等規則</u>」という。))第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(23) 貸借対照表</p> <p>最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいい、<u>中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。</u>(24)において同じ。)も記載すること。</p> <p>(24) 損益計算書</p> <p>a <u>最近計算期間に係る損益計算書</u>について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書(当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、<u>中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。</u>)も記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(25) ~ (37) (略)</p>	<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (21) (略)</p> <p>(22) 特定信託財産の経理状況</p> <p>a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(23) 貸借対照表</p> <p>最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。(24)において同じ。)も記載すること。</p> <p>(24) 損益計算書</p> <p>a <u>最近2計算期間</u>について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書(当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。)も記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(25) ~ (37) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第五号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (12) (略) (13) 財務書類 a ~ c (略) d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。</p> <p>(14) 貸借対照表 最近2計算期間(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(15)において同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。</p> <p>(15) 損益計算書 a 最近2計算期間に係る損益計算書について記載すること。 b (略)</p> <p>(16) ~ (26) (略)</p>	<p>第五号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (12) (略) (13) 財務書類 a ~ c (略) d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。</p> <p>(14) 貸借対照表 最近2計算期間について記載すること。</p> <p>(15) 損益計算書 a 最近2計算期間について記載すること。 b (略)</p> <p>(16) ~ (26) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第六号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (29) (略) (30) 信託財産の経理状況 a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下「<u>中間財務諸表等規則</u>」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。 b ~ e (略)</p> <p>(31) 貸借対照表 最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいい、<u>中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。</u>）（32）において同じ。）も記載すること。</p> <p>(32) 損益計算書 a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、<u>中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。</u>）も記載すること。 b (略)</p> <p>(33) ~ (45) (略)</p>	<p>第六号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (29) (略) (30) 信託財産の経理状況 a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。 b ~ e (略)</p> <p>(31) 貸借対照表 最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。（32）において同じ。）も記載すること。</p> <p>(32) 損益計算書 a 最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。）も記載すること。 b (略)</p> <p>(33) ~ (45) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第六号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ～ (16) (略)</p> <p>(17) 財務書類 a ～ c (略)</p> <p>d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。</p> <p>(18) 貸借対照表 最近2計算期間(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(19)において同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。</p> <p>(19) 損益計算書 a 最近2計算期間に係る損益計算書について記載すること。 b (略)</p> <p>(20) ～ (30) (略)</p>	<p>第六号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ～ (16) (略)</p> <p>(17) 財務書類 a ～ c (略)</p> <p>d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。</p> <p>(18) 貸借対照表 最近2計算期間について記載すること。</p> <p>(19) 損益計算書 a 最近2計算期間について記載すること。 b (略)</p> <p>(20) ～ (30) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第六号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (54) (略) (55) 組合等の経理状況</p> <p>a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下「<u>中間財務諸表等規則</u>」という。）第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。</p> <p>なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(56) 貸借対照表 最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいい、<u>中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。</u>）(57)において同じ。）をも記載すること。</p> <p>(57) 損益計算書</p> <p>a 最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から<u>当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。</u>）をも記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(58) ~ (63) (略)</p>	<p>第六号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (54) (略) (55) 組合等の経理状況</p> <p>a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。</p> <p>なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(56) 貸借対照表 最近2事業年度について記載すること。ただし、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。)(57)において同じ。）をも記載すること。</p> <p>(57) 損益計算書</p> <p>a 最近2事業年度について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から<u>当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。</u>）をも記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(58) ~ (63) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第六号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (61) (略) (62) 外国組合等の経理状況 a ～ c (略) d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。</p> <p>(63) 貸借対照表 最近2事業年度(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(64)において同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。</p> <p>(64) 損益計算書 a 最近2事業年度に係る損益計算書について記載すること。 b (略)</p> <p>(65) ～ (76) (略)</p>	<p>第六号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (61) (略) (62) 外国組合等の経理状況 a ～ c (略) d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。</p> <p>(63) 貸借対照表 最近2事業年度について記載すること。</p> <p>(64) 損益計算書 a 最近2事業年度について記載すること。 b (略)</p> <p>(65) ～ (76) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第十号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略) f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、<u>最近事業年度</u>における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。 g (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) ファンドの経理状況 中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号。以下「<u>中間財務諸表等規則</u>」という。))第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、第四号様式の「記載上の注意」(44)に準じて記載すること。</p> <p>(7) 中間貸借対照表 当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。</p> <p>(8) 中間損益及び剰余金計算書 当該計算期間に係る中間損益及び剰余金計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいう。(9)において同じ。)を記載すること。</p> <p>(9) 中間注記表 当該計算期間に係る中間注記表(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいう。)を記載すること。 なお、中間注記表を作成していない場合は、中間貸借対照表並びに中間損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>(14) 貸借対照表 内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の<u>最近事業年度</u>に係る貸借対照表について記載すること。 ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に半期報告書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)も記載すること。</p> <p>(15) 損益計算書 内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の<u>最近事業年度</u>に係る損益計算書について記載すること。 ただし、(14)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)も記載すること。</p> <p>(16) 株主資本等変動計算書</p>	<p>第十号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略) f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、<u>最近2事業年度</u>における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。 g (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) ファンドの経理状況 中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、第四号様式の「記載上の注意」(44)に準じて記載すること。</p> <p>(7) 中間貸借対照表 当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。</p> <p>(8) 中間損益及び剰余金計算書 当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益及び剰余金計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいう。(9)において同じ。)を記載すること。</p> <p>(9) 中間注記表 当該計算期間及び前計算期間に係る中間注記表(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいう。)を記載すること。 なお、中間注記表を作成していない場合は、中間貸借対照表並びに中間損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>(14) 貸借対照表 内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の<u>最近2事業年度</u>について記載すること。 ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に半期報告書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表も記載すること。</p> <p>(15) 損益計算書 内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の<u>最近2事業年度</u>について記載すること。 ただし、(14)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書も記載すること。</p> <p>(16) 株主資本等変動計算書</p>

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近事業年度に係る株主資本等変動計算書について記載すること。

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。

改正後	改正前
<p>第十号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、<u>最近事業年度</u>における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。</p> <p>f (略)</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>(14) 中間貸借対照表 当該計算期間に係る中間貸借対照表(中間貸借対照表日現在の貸借対照表をいう。)を記載すること。</p> <p>(15) 中間損益計算書 当該計算期間に係る中間損益計算書(中間計算期間に係る損益計算書をいう。)を記載すること。</p> <p>(16) 中間投資主資本等変動計算書 当該計算期間に係る中間投資主資本等変動計算書(中間計算期間に係る投資主資本等変動計算書をいう。)を記載すること。</p> <p>(17) 中間キャッシュ・フロー計算書 当該計算期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書(中間計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書をいう。)について記載すること。</p> <p>(18) 中間注記表 当該計算期間に係る中間注記表(中間計算期間に係る注記表をいう。)を記載すること。</p> <p>なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書及び投資主資本等変動計算書に関連する注記を記載すること。</p> <p>(19) (略)</p>	<p>第十号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、<u>最近2事業年度</u>における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。</p> <p>f (略)</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>(14) 中間貸借対照表 当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表(中間貸借対照表日現在の貸借対照表をいう。)を記載すること。</p> <p>(15) 中間損益計算書 当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益計算書(中間計算期間に係る損益計算書をいう。)を記載すること。</p> <p>(16) 中間投資主資本等変動計算書 当該計算期間及び前計算期間に係る中間投資主資本等変動計算書(中間計算期間に係る投資主資本等変動計算書をいう。)を記載すること。</p> <p>(17) 中間キャッシュ・フロー計算書 当該計算期間及び前計算期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書(中間計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書をいう。)について記載すること。</p> <p>(18) 中間注記表 当該計算期間及び前計算期間に係る中間注記表(中間計算期間に係る注記表をいう。)を記載すること。</p> <p>なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書及び投資主資本等変動計算書に関連する注記を記載すること。</p> <p>(19) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第十一号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 中間貸借対照表 当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。)を記載すること。</p> <p>(7) 中間損益計算書 当該計算期間に係る中間損益計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。)を記載すること。</p> <p>(8)～(11) (略)</p>	<p>第十一号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 中間貸借対照表 当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。)を記載すること。</p> <p>(7) 中間損益計算書 当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。)を記載すること。</p> <p>(8)～(11) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第十二号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (4) (略) (5) 中間貸借対照表 当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。)を記載すること。 (6) 中間損益計算書 当該計算期間に係る中間損益計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。)を記載すること。 (7) ~ (10) (略)</p>	<p>第十二号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (4) (略) (5) 中間貸借対照表 当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。)を記載すること。 (6) 中間損益計算書 当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。)を記載すること。 (7) ~ (10) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第十二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 中間貸借対照表 当該会計期間に係る中間貸借対照表(中間貸借対照表日現在の貸借対照表をいう。)を記載すること。</p> <p>資本の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(14) 中間損益計算書 当該会計期間に係る中間損益計算書(中間会計期間に係る損益計算書をいう。)を記載すること。</p>	<p>第十二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 中間貸借対照表 当該会計期間及び前会計期間に係る中間貸借対照表(中間貸借対照表日現在の貸借対照表をいう。)を記載すること。</p> <p>資本の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(14) 中間損益計算書 当該会計期間及び前会計期間に係る中間損益計算書(中間会計期間に係る損益計算書をいう。)を記載すること。</p>